

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成16年11月26日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市西京区桂春日町14番地22 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市西京区桂春日町14番地22 清水 秀昭	平成16年 10月21日	平成16年11月4日までに、京都市西京区桂春日町14番地22の土地の区域のうち、14番7と14番22とが接する部分の土地境界線から14番22側に水平距離1.81メートル以内の区域にある建築物を除却すること。	第9条 第1項

<p>京都市西京区桂春日町14番地24</p> <p>一戸建ての住宅</p> <p>木造2階建て</p>	<p>京都市西京区桂春日町14番地24</p> <p>安藤 正直</p> <p>安藤 美智子</p>	<p>平成16年10月21日</p>	<p>平成16年11月4日までに、京都市西京区桂春日町14番地24の土地の区域のうち、14番7と14番24とが接する部分の土地境界線から14番24側に水平距離1.81メートル以内の区域にある建築物を除却すること。</p>	<p>第9条第1項</p>
<p>京都市西京区桂春日町14番地23</p> <p>一戸建ての住宅</p> <p>木造2階建て</p>	<p>京都市西京区桂春日町14番地23</p> <p>島田 昌紀</p>	<p>平成16年10月29日</p>	<p>平成16年11月12日までに、京都市西京区桂春日町14番地23の土地の区域のうち、14番7と14番23とが接する部分の土地境界線から14番</p>	<p>第9条第1項</p>

			23 側に水平距離 1.81 メートル以 内の区域にある 建築物を除却す ること。	
--	--	--	---	--

(都市計画局建築指導部監察課)